

●香川県告示第320号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

綾歌郡綾川町小野浦山甲166-9

株式会社ホワイトフーズ 代表取締役 西尾 拓

(2)事業場の所在地及び名称

坂出市江尻町1175-1

株式会社ホワイトフーズ 江尻工場

(3)特定施設に関する事項

種	類	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	① ② 360 kg/時、③ 100 kg/時	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後3日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続7時間使用（冬期：連続11時間使用）	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	2,000	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2,000	3,000
	浮遊物質 (mg/l)	900	1,200
	窒素含有量 (mg/l)	640	800
	りん含有量 (mg/l)	320	400
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②4、③1	①②6、③2

(4)汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	240 m ³ /日
汚水等の処理方式		標準活性汚泥
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	工事着手後5日
	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの		連続24時間使用

使用時間					
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.5~7.5	5.5~7.5	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	800	1,500	50	60
	化学的酸素要求量 (mg/l)	600	1,200	50	60
	浮遊物質量 (mg/l)	300	500	35	45
	窒素含有量 (mg/l)	150	200	40	100
	りん含有量 (mg/l)	25	30	7	14
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	2,000	3,000以下
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	10	20	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		200	240	200	240

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
			水素イオン濃度
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	60
	化学的酸素要求量 (mg/l)	50	60
	浮遊物質量 (mg/l)	35	45
	窒素含有量 (mg/l)	40	100
	りん含有量 (mg/l)	7	14
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000以下
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	10
排出水の量 (m ³ /日)		200	240

(備考) 今回、新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止すること及び豆腐製造がなくなったことによる豆腐冷却水の減少により、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。また、排水処理施設の安定化を図るため、既存の原水槽を曝気槽に変更する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年6月5日から同月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課